様式１

鳥取県立博物館長　田中　規靖　様

保証書（案）

〔　　　　　〕（以下「保証人」という。）は、鳥取県立美術館整備運営事業（以下「本事業」という。）に関連して、事業者及び県の間で令和〔　〕年〔　〕月〔　〕日付で仮契約として締結され、令和〔　〕年〔　〕月〔　〕日付で議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年３月30日鳥取県条例第６号）第２条の規定による鳥取県議会の議決がなされ、かつ事業者を鳥取県立美術館の指定管理者として指定することの鳥取県議会の議決がなされたことによってその効力が発生した事業契約書（以下「事業契約」という。）に基づき、事業者が県に対して負担する本保証書第１条の債務（以下「主債務」という。）を事業者と連帯して保証する（以下「本保証」という。）。なお、本保証書において用いられる用語は、本保証書において特に定義されたものを除き、事業契約において定められるものと同様の意味を有する。

（保証）

第１条　保証人は、事業契約第42条による瑕疵の修補及び損害の賠償に係る事業者の県に対する債務を事業者と連帯して保証する。なお、保証人によるかかる保証の効力は、事業者が解散した場合であってもなお存続する。

（通知義務）

第２条　県は、事業期間の変更又は延長、本事業の中止その他事業契約又は主債務の内容に変更が生じたことを知った場合には、遅滞なく当該変更の内容を保証人に対して通知しなければならない。本保証の内容は、県による通知の内容に従って、当然に変更される。

（履行の請求)

第３条　県は、保証債務の履行を請求しようとするときは、保証人に対して、書面をもって請求する。

２　保証人は、前項に規定する請求を受領した日から30日以内に、当該請求に係る保証債務の履行を開始しなければならない。県及び保証人は、本項に規定する保証債務の履行期限を、別途協議の上、決定する。

３　保証人は、金銭の支払を内容とする債務である保証債務の履行については、第１項に規定する請求を受領した日から30日以内に、当該請求に係る保証債務の履行を完了しなければならない。

（求償権の行使）

第４条　保証人は、事業契約に基づく事業者の県に対する債務が全て履行されるまで、保証人が本保証に基づく保証債務を履行したことにより、代位によって取得した権利を行使してはならない。

（終了及び解約）

第５条　保証人は、本保証を解約することができない。

２　本保証は、事業契約に基づく事業者の債務が終了し、又は消滅した場合には、当然に終了する。

（管轄裁判所）

第６条　本保証に関する紛争については、鳥取地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（準拠法）

第７条　本保証は、日本国の法令等に準拠し、これによって解釈される。

以上の証として本保証書を２部作成し、保証人はこれに署名し、１部を県に差し入れ、１部を自ら保有する。

　令和〔　〕年〔　〕月〔　〕日

　　　　　　　　　　　　　　　　保証人　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　商号又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　㊞